

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例【総務局人事部人事課】
7
- 北九州市市税条例等の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】
8
- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例及び北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課】
14
- 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【産業経済局観光部門司港レトロ課】
16
- 北九州市火災予防条例の一部を改正する条例【消防局予防部指導課】
17
- 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局総務部企画調整課】
19
- 北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例【市議会事務局議事課】
20

◇ 規 則

- 北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】
21
- 北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】
23
- 北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則【財政局税務部税制課】
24
- 北九州市市税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【財政局税務部税制課】
28

◇ 告 示

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境監視課】
29

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 3 3
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 3 4

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 3 5
- 特定調達契約の落札者の決定【教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課】 3 6

◇ 訓 令

- 北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令【総務局総務部法制課】 3 7
- 人事記録カードの様式及び抄本等に関する規程の一部を改正する訓令【総務局人事部人事課】 3 8

◇ 市議会規則

- 北九州市議会会議規則の一部を改正する規則【市議会事務局議事課】 3 9

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例

市政変革推進室を新設することにしました。

この条例は、令和5年7月1日から施行することにしました。

◇北九州市市税条例等の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

1 個人市民税

(1) 国税である森林環境税を均等割と併せて賦課徴収することにしました。

(2) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の対象に一定の株式を取得した所得割の納税義務者を加えることにしました。

2 固定資産税

(1) 長寿命化に資する大規模修繕工事等が行われたマンションに係る税額の減額措置について、適用すべき特例割合を定めることにしました。

(2) 離島振興対策実施地域内に新設等される一定の家屋等に係る課税免除について、対象となる家屋等の用途に製造業等の業種を加え、令和7年3月31日までの期間内に新設等されたものを対象とすることにしました。

3 軽自動車税

不正により生じた納付すべき環境性能割及び種別割の不足額に係る納税義務を不正行為を行ったメーカーに負わせる特例について、その不足額を徴収する際に加算する割合を100分の35に引き上げることにしました。

この条例は、1及び3については令和6年1月1日から、2については令和5年6月30日から施行することにしました。

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例及び北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

1 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正

(1) 桃園武道場の新設に伴い、同武道場の使用料を次のとおり定めることにしました。

弓道場	共用	区分		一般	高等学校の生徒以下の者	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。
		1人1回(2時間以内)		250円	120円	
		回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	2,000円	960円	
		定期券	1月	3,000円	1,440円	
	専用	近的場 遠的場	1時間又はその端数ごとに		600円	
柔剣道場	共用	区分		一般	高等学校の生徒	中学校の生徒以下の者
		1人1回(2時間以内)		390円	190円	120円
		回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	3,120円	1,520円	960円
		定期券	1月	4,680円	2,280円	1,440円
	3月		8,580円	4,180円	2,640円	
専用	柔道場 剣道場	1時間又はその端数ごとに		990円		

(2) 桃園弓道場の廃止に伴い、同弓道場の使用料に係る規定を削除することにしました。

2 北九州市スポーツ施設条例の一部改正

八幡東柔剣道場を廃止することにしました。

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市関門海峡ミュージアム及び北九州市門司港レトロ展望室の望遠鏡の廃止に伴い、利用料金に係る規定を削除することにしました。

この条例は、令和5年6月30日から施行することにしました。

◇北九州市火災予防条例の一部を改正する条例

- 1 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、位置、構造及び管理に関する基準の対象となる急速充電設備の範囲を拡大する等のため、関係規定を改めることにしました。
- 2 「喫煙所」と表示した標識を設置しなければならない場所に、健康増進法に規定する喫煙専用室標識を掲示する場合は、「喫煙所」と表示した標識を設置しなくてもよいことにしました。
この条例は、1については令和5年10月1日から、2については令和5年6月30日から施行することにしました。

◇北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 指定管理者制度の対象施設に思永中学校の温水プールを加えることにしました。
- 2 夜間中学校を次のとおり新設することにしました。

名称	北九州市立ひまわり中学校
位置	北九州市小倉北区下富野一丁目2番1号

この条例は、1については令和5年6月30日から、2については令和6年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例

北九州市事務分掌条例の一部改正に伴い、総務財政委員会の所管に市政変革推進室の所管に属する事項を加えることにしました。

この条例は、令和5年7月1日から施行することにしました。

◇北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

令和5年7月1日付組織改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

行財政改革のスピードアップを図る目的で「市政変革推進室」を新設することにしました。

この規則は、令和5年7月1日から施行することにしました。

◇北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

令和5年7月1日付組織改正で、市政変革推進室を新設することに伴い、稲原 浩副市長の担任する事務に加えることにしました。

この規則は、令和5年7月1日から施行することにしました。

◇北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

道路交通法等の一部改正に伴い、現行の原動機付自転車から区分して、特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）が新たに定義されたため、その標識ひな型を定めることにしました。

この規則は、令和5年7月1日から施行することにしました。

北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 4 号

北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例

北九州市事務分掌条例（昭和 4 0 年北九州市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条危機管理室の項の次に次のように加える。

市政変革推進室

- （ 1 ） 行財政改革に関する事項
- （ 2 ） 公共施設マネジメントに関する事項

第 1 条企画調整局の項第 3 号を削り、同条総務局の項第 3 号中「事務事業の調査及び能率並びに」を削る。

付 則

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

北九州市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 5 号

北九州市市税条例等の一部を改正する条例

(北九州市市税条例の一部改正)

第 1 条 北九州市市税条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 3 1 4 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により、」を加え、「同項の申告書に係る年度分」を「前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 3 号）第 3 条の森林環境税をいう。以下同じ。）を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 2 7 条の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 3 0 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「規定によって」を「規定による」に、「方法によって」を「方法により」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合

に併せて賦課し、及び徴収する。

第32条中「及び県民税額」を「、個人の県民税額及び森林環境税額」に、「によって」を「により」に改める。

第38条第1項中「によって」を「により」に、「においては、」を「には、」に、「ある場合において」を「あるとき」に、「ない場合において」を「ないとき」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第38条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第66条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

付則第9条の2に次の1項を加える。

20 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

付則第9条の3第11項各号列記以外の部分中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項の特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

付則第15条の9中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「旅館業（下宿営業を除く。）又は省令第1条第4号の」を「製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業その他省令第1条各号に掲げる」に改める。

付則第20条中「若しくは第43項」を「、第43項若しくは第46項」に改める。

付則第21条の2第1項各号列記以外の部分及び第2項前段中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

付則第24条第1項中「租税特別措置法第37条の13第1項」を「所得割の納税義務者（租税特別措置法第37条の13第1項）に、「所得割の納税義務者（令附則第18条の6第17項）」を「もの（令附則第18条の6第18項）」に改め、「除く。」の次に「）又は租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する株式会社の同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの（令附則第18条の6第19項に規定する要件を満たすものに限る。）に限る。」を加え、「租税特別措置法第37条の13の2第1項」を「同法第37条の13の3第1項」に改め、同条第2項及び第3項中「第37条の13の2第10項」を「第37条の13の3第10項」に改め、同条第7項前段中「によって」を「により」に改め、同項後段中「附則第18条の6第28項」を「附則第18条の6第30項」に改め、同条第8項中「第37条の13の2第10項」を「第37条の13の3第10項」に改める。

付則第27条の2を削る。

付則第27条の3第3項中「付則第27条の5」を「付則第27条の4」に改め、同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を付則第27条の2とする。

付則第27条の4を付則第27条の3とし、付則第27条の5を付則第27条の4とし、付則第27条の6を付則第27条の5とする。

付則第27条の7第3項を削り、同条を付則第27条の6とする。

付則第29条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

。（北九州市環境未来税条例の一部改正）

第2条 北九州市環境未来税条例（平成14年北九州市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第733条の18第6項」を「第733条の18第8項」に、「第733条の19第4項」を「第733条の19第5項」に改める。

（北九州市宿泊税条例の一部改正）

第3条 北九州市宿泊税条例（令和元年北九州市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第733条の18第7項」を「第733条の18第8項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中北九州市市税条例（以下「市税条例」という。）第66条第1号エの改正規定及び付則第4条第1項（第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第66条第1号エに係る部分に限る。）の規定 令和5年7月1日

（2） 第1条中市税条例第23条第2項並びに第30条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定、市税条例第32条、第38条各項及び第38条の6各項の改正規定並びに市税条例付則第24条第1項から第3項まで、第7項及び第8項、第27条の3第4項並びに第29条第3項の改正規定並びに第2条及び第3条の規定並びに次条第1項、第3項及び第4項並びに付則第4条第1項（新条例第66条第1号エに係る部分を除く。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

（3） 第1条中市税条例第27条の2第5項の改正規定、同項を同条第6項とする改正規定、同条第4項の改正規定、同項を同条第5項とする改正規定、同条第3項の改正規定、同項を同条第4項とする改正規定、同条第2項の改正規定及び同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定並びに次条第2項の規定 令和7年1月1日

（4） 第1条中市税条例付則第20条の改正規定 規則で定める日

（個人の市民税に関する経過措置）

第2条 新条例第23条第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税に係る市税条例第23条第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額について適用し、令和5年

度分までの個人の市民税に係る同項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額については、なお従前の例による。

2 新条例第27条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき市税条例第26条第1項ただし書に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する市税条例第27条の2第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 新条例第38条第2項及び第38条の6第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税に係る過納又は誤納に係る税額について適用し、令和5年度分までの個人の市民税に係る過納又は誤納に係る税額については、なお従前の例による。

4 新条例付則第24条の規定は、同条第1項の所得割の納税義務者が令和5年4月1日以後に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、第1条の規定による改正前の市税条例（以下「旧条例」という。）付則第24条第1項の所得割の納税義務者が同日前に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第15条の9の規定は、同条に規定する要件に該当する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地が令和5年4月1日からこの条例の施行の日までの間に新設され、若しくは増設され、又は取得された場合についても適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第66条第1号エ及び付則第29条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された旧条例付則第27条の2及び第27条の7第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例付則第27条の2第4項の規定は、付則第1条第2号に掲げる施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環

境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例及び北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第26号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
及び北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例
(北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3 有料施設の使用料の表中

	専用	1面1回(1時間以内)	750円	
--	----	-------------	------	--

	専用	1面1回(1時間以内)	750円				
武道場	弓道場	共用	区分	一般	高等学校の生徒以下の者	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。	
			1人1回(2時間以内)	250円	120円		
			回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	2,000円		960円
			定期券	1月	3,000円		1,440円
	専用	近场的場	1時間又はその端数ごとに		600円		
	柔剣道場	共用	区分	一般	高等学校の生徒	中学校の生徒以下の者	
			1人1回(2時間以内)	390円	190円	120円	
回数券(10枚つづり)			1人1回(2時間以内)	3,120円	1,520円	960円	

			定期券	1月	4,680円	2,280円	1,440円
				3月	8,580円	4,180円	2,640円
専 用	柔道場 剣道場			1時間又はその端数ごとに		990円	

改め、同表の弓場の項中 「勝山弓道場
桃園弓道場」 を「勝山弓道場」に改める。

(北九州市スポーツ施設条例の一部改正)

第2条 北九州市スポーツ施設条例（平成20年北九州市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の柔剣道場の項中

北九州市立小倉北柔剣道場	北九州市小倉北区田町14番19号	を
北九州市立八幡東柔剣道場	北九州市八幡東区尾倉二丁目8番34号	

北九州市立小倉北柔剣道場	北九州市小倉北区田町14番19号	に
--------------	------------------	---

改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第27号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3の関門海峡ミュージアムの項中

「

その他の設備 ・器具	1日ごとに1,000円以下の範囲内で 規則で定める額		
望遠鏡	1回（2分以内）100円		

を

」

「

その他の設備 ・器具	1日ごとに1,000円以下の範囲内で 規則で定める額		
---------------	-------------------------------	--	--

に

」

改め、同表の門司港レトロ展望室の項中

「

	団体（30人以上）	240円	120円	
望遠鏡	1回（2分以内）	100円		

を

」

「

	団体（30人以上）	240円	120円	
--	-----------	------	------	--

に

」

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 8 号

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例

北九州市火災予防条例（昭和 4 8 年北九州市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分中「自動車等（道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車及び同項第 1 0 号に規定する原動機付自転車をいう。第 1 1 号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に充電する設備（全出力 2 0 キロワット以下のもの及び全出力 2 0 0 キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下この項において同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下この項において同じ。）を用いて充電する設備（全出力 2 0 キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下この条において同じ。）により構成されるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1 号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第 1 3 条の 2 第 1 項第 5 号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第 6 号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第 1 0 号中「緊急停止する」を「緊急に停止する」に、「措置を講ずる」を「装置を当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第 1 1 号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第 1 2 号中「（充電用のケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。）」を削り、同項第 1 5 号中「蓄電池を」を「蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。次号において同じ。）を」に改め、同項中第 1 7 号を第 1 8 号とし、第 1 6 号を第 1 7 号とし、第 1 5 号の次に次の 1 号を加える。

（1 6） 分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池を内蔵しないこと
。

第 1 3 条の 2 第 3 項本文中「のもの」の次に「、分離型のものの充電ポスト

」を加える。

第26条第3項第2号中「標識の設置」の次に「（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を掲示する場合を除く。）」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第26条第3項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第13条の2第1項及び第3項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第26条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第29号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条中「、社会教育施設」の次に「及び北九州市立思永中学校の温水プール（以下「社会教育施設等」という。）」を加え、「当該社会教育施設」を「当該社会教育施設等」に改め、「の管理」の次に「（北九州市立思永中学校の温水プールにあっては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条の規定に基づき学校教育上支障のない範囲内で市民の使用に供する際の管理に限る。）」を加える。

第9条の2各項、第9条の3各号列記以外の部分及び第1号並びに第9条の4中「社会教育施設」を「社会教育施設等」に改める。

第9条の5の見出し中「指定管理者」を「指定管理者等」に改め、同条中「社会教育施設」を「社会教育施設等」に、「当該施設」を「当該社会教育施設等」に改める。

別表第1の学校教育関係の表の中学校の項中

「

〃 富 野 〃	〃 〃 常盤町8番1号
---------	-------------

」を

「

〃 富 野 〃	〃 〃 常盤町8番1号
〃 ひまわり 〃	〃 〃 下富野一丁目2番1号

」に

改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第9条、第9条の2各項、第9条の3各号列記以外の部分及び第1号、第9条の4並びに第9条の5（見出しを含む。）の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 3 0 号

北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例

北九州市議会委員会条例（昭和 5 1 年北九州市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条総務財政委員会の項中「会計室の所管に属する事項」を「会計室の所
市政変革推
管に属する事項
進室の所管に属する事項」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第 2 条の規定により設置された総務財政委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、この条例の施行の日において、それぞれ改正後の第 2 条の規定により設置される総務財政委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、北九州市議会委員会条例第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、改正前の第 2 条の規定により設置された総務財政委員会の委員の任期満了の日までとする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の第 2 条の規定により設置された総務財政委員会に付託されている事件は、改正後の第 2 条の規定により設置される総務財政委員会に付託されたものとみなす。

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 2 7 号

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市事務分掌規則（昭和 4 3 年北九州市規則第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条危機管理室の項の次に次のように加える。

市政変革推進室

企画係

第 1 条企画調整局総務調整部都市マネジメント政策課の項を削り、同条総務局行政経営部の項を削る。

第 3 条危機管理室の項の次に次のように加える。

市政変革推進室

企画係

- (1) 室の庶務に関すること。
- (2) 行政運営の効率化、適正化等市政の変革に係る企画、調査、研究及び総合的な調整に関すること。
- (3) 公共施設マネジメントの総括に関すること。
- (4) 行政事務の改善に関すること。
- (5) 行政評価に関すること。
- (6) 内部統制の総括に関すること。
- (7) 外郭団体の総括に関すること。
- (8) 指定管理者制度の総括に関すること。
- (9) 公共事業評価に関すること。

第 3 条企画調整局総務調整部都市マネジメント政策課の項を削り、同条総務局行政経営部の項を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

(北九州市公印規則の一部改正)

2 北九州市公印規則（昭和 3 8 年北九州市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項本文中「教育委員会教育長」の次に「、市政変革推進室長」を加える。

(北九州市会計規則の一部改正)

3 北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)の一部を次のように改正する。

別表第1の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

危機管理室	危機管理課	危機管理課長	危機管理監	を
-------	-------	--------	-------	---

危機管理室	危機管理課	危機管理課長	危機管理監	に、
市政変革推進室		市政変革推進室次長	市政変革推進室長	

総務調整部	総務課	総務課長	を
	都市マネジメント政策課	都市マネジメント政策課長	

総務調整部	総務課	総務課長	に、
-------	-----	------	----

平和のまちミュージアム	平和のまちミュージアム事務局	平和のまちミュージアム事務局長	を
行政経営部	行政経営課	行政経営課長	

平和のまちミュージアム	平和のまちミュージアム事務局	平和のまちミュージアム事務局長	に
-------------	----------------	-----------------	---

改める。

北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 2 8 号

北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

北九州市副市長事務分担規則（昭和 4 2 年北九州市規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 稲原 浩副市長の項第 1 号中「危機管理室」の次に「、市政変革推進室」を加える。

付 則

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 2 9 号

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市市税条例施行規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「原動機付自転車標識ひな型	第 2 9 号様式（その 1）又は	
	第 2 9 号様式（その 2）	を
原動機付自転車標識ひな型（商品分）	第 2 9 号様式（その 3）	」
「原動機付自転車等標識ひな型	第 2 9 号様式（その 1）	
原動機付自転車標識ひな型	第 2 9 号様式（その 2）	
特定小型原動機付自転車標識ひな型	第 2 9 号様式（その 3）	に
原動機付自転車等標識ひな型（商品分）	第 2 9 号様式（その 4）	」

改める。

第 2 9 号様式（その 1）中「原動機付自転車標識ひな型」を「原動機付自転車等標識ひな型」に改め、同様式の備考第 1 項本文中「原動機付自転車及び」を「条例第 6 6 条第 1 号に掲げる原動機付自転車（条例第 6 4 条の 4 第 2 号に掲げる原動機付自転車及び道路運送車両の保安基準（昭和 2 6 年運輸省令第 6 7 号）第 1 条第 1 項第 1 3 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）及び条例第 6 6 条第 2 号イに掲げる」に、「ひらがな文字」を「平仮名」に改める。

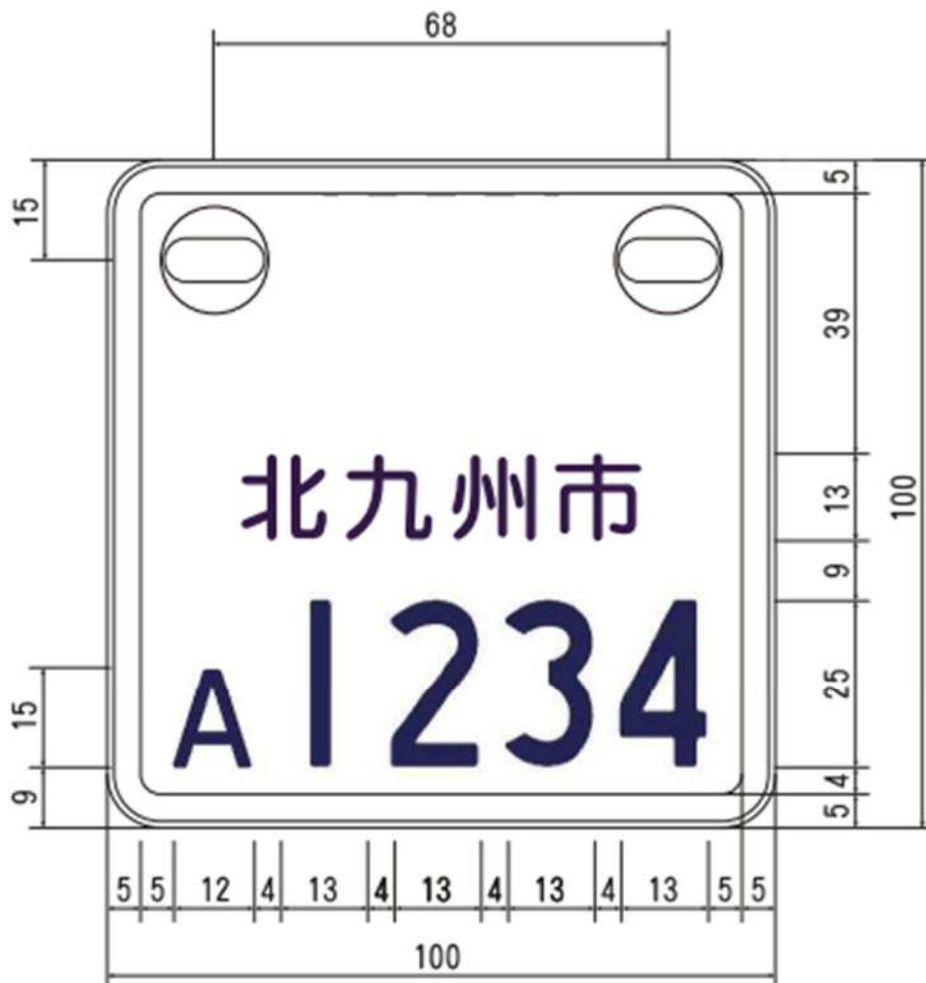
第 2 9 号様式（その 2）の備考第 1 項本文中「定める」を「掲げる」に改め、「掲げる原動機付自転車」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和 2 6 年運輸省令第 6 7 号）第 1 条第 1 項第 1 3 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加え、「ひらがな文字」を「平仮名」に改め、同様式の備考第 3 項中「白色」を「、白色」に改める。

第 2 9 号様式（その 3）中「原動機付自転車標識ひな型（商品分）」を「原動機付自転車等標識ひな型（商品分）」に改め、同様式の備考第 2 項本文中「原動機付自転車及び」を「条例第 6 6 条第 1 号に掲げる原動機付自転車（道路運送車両の保安基準（昭和 2 6 年運輸省令第 6 7 号）第 1 条第 1 項第 1 3 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）及び条例第 6 6 条第 2 号イに掲げる」に改め、同様式の備考第 4 項中「白色」を「、白色」に改め、同様式を第 2 9 号様式（その 4）とする。

第 29 号様式（その 2）の次に次の 1 様式を加える。

第 2 9 号様式（その 3）

特定小型原動機付自転車標識ひな型



備考

- 1 道路運送車両の保安基準（昭和 2 6 年運輸省令第 6 7 号）第 1 条第 1 項第 1 3 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車の標識は、図示の例により、市の名称、ローマ字及び 4 桁の数字をもって表示する。ただし、上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径 5 ミリメートルの点で表示する。
- 2 数字はアラビア数字、字体はかい書体とする。
- 3 標識の生地は塗色は、白色とする。
- 4 文字及び数字は凸字とし、塗色は濃紺色とする。
- 5 地質は、金属製とする。
- 6 長さの単位は、ミリメートルとする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の第29号様式(その1)又は第29号様式(その2)による標識で、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車である原動機付自転車に係るものは、北九州市市税条例(昭和38年北九州市条例第85号)第73条の規定により返納し、再交付を受け、又は更新を受けるまでの間は、改正後の第29号様式(その3)による標識とみなす。

北九州市市税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年6月30日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第30号

北九州市市税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北九州市市税条例等の一部を改正する条例（令和5年北九州市条例第25号）付則第1条第4号に掲げる改正規定の施行期日は、令和5年7月1日とする。

北九州市告示第 273 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 5 年 7 月 4 日

北九州市長 武内和久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市戸畑区飛幡町 1 番 1 号
日本製鉄株式会社九州製鉄所
所長 中田 昌宏

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市戸畑区飛幡町 1 番 1 号
日本製鉄株式会社九州製鉄所 八幡地区（戸畑）

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 の第 65 号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設
名称	連続式酸洗設備（7PL）
能力	90,000 t/月

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動及び設置年月日

使用時間間隔	連続
1 日当たりの使用時間	24 時間
季節的変動	なし
設置年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の 1 日当たりの通常の量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値等

汚水等の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 2, 160 最大 2, 870
水素イオン濃度	通常 2.1 最大 2.1
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 70 最大 70
浮遊物質量 (mg/ℓ)	通常 21 最大 21

(4) 汚水等の処理に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値等

北弱酸処理場

	設置前	設置後
汚水等の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 21, 015 最大 25, 295	同左
水素イオン濃度	通常 5.0 最大 9.0	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 20 最大 50	同左
浮遊物質量 (mg/ℓ)	通常 30 最大 45	同左
ノルマルヘキサノ抽出物質含有量 (mg/ℓ)	通常 4.5 最大 10	同左
溶解性鉄含有量 (mg/ℓ)	通常 4.5 最大 9	同左
クロム含有量 (mg/ℓ)	通常 0.04未満 最大 0.04未満	同左
六価クロム化合物 (mg/ℓ)	通常 0.04未満 最大 0.04未満	同左

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 戸畑No. 5排水口

イ 排出水の量及び汚染状態

	設置前		設置後
排出水の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常	100, 794	同左
	最大	114, 897	
水素イオン濃度	通常	6.7	同左
	最大	8.4	
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常	7.5	同左
	最大	15.3	
浮遊物質量 (mg/ℓ)	通常	16	同左
	最大	33	
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常	6.0	同左
	最大	9.0	
りん 燐含有量 (mg/ℓ)	通常	0.3	同左
	最大	0.5	
ノルマルヘキサン抽 出物質含有量 (mg/ℓ)	通常	1.0	同左
	最大	2.0	
ほう素及びその化合 物 (mg/ℓ)	通常	15.0	同左
	最大	30.0	
ふっ素及びその化合 物 (mg/ℓ)	通常	3.0	同左
	最大	6.0	
アンモニア、アンモ ニウム化合物、亜硝 酸化合物及び硝酸化 合物 (mg/ℓ)	通常	6.0	同左
	最大	9.0	
溶解性鉄含有量 (mg/ℓ)	通常	0.5未満	同左
	最大	0.5未満	
クロム含有量 (mg/ℓ)	通常	0.05未満	同左
	最大	0.05未満	
六価クロム化合物 (mg/ℓ)	通常	0.05未満	同左
	最大	0.05未満	

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和5年7月4日から同年7月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

（2） 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和5年7月25日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第274号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月4日

北九州市長 武内和久

1 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
三萩野中央薬局	北九州市小倉北区吉野町10番30号	令和5年7月1日

2 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションハレレココ	北九州市小倉南区葛原一丁目2番35号エクセル安部山602号	令和5年7月1日
訪問看護ステーション継	北九州市小倉南区八重洲町11番27号（2F）	令和5年7月1日
訪問看護ステーション彩生	北九州市若松区上原町8-1	令和5年7月1日

北九州市告示第 275 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 69 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 7 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
訪問看護ステーション サンセリテ	旧	北九州市門司区大里戸ノ上二丁目 5 番 18 号大里庵ビル 1 F	令和 5 年 7 月 1 日
	新	北九州市門司区西新町一丁目 1 番 4 号 1 F	

北九州市公告第438号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和5年7月4日

北九州市長 武内和久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区長行西一丁目2608番10、2609番2から2609番25まで、2612番1、2612番3から2612番55まで、2619番2及び2619番5から2619番22まで	北九州市小倉南区朽網東六丁目36番2号 株式会社 モコホーム 代表取締役 野中展幸
北九州市八幡西区馬場山東三丁目1437番5から1437番14まで	北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号 辰巳開発株式会社 代表取締役 今村誠児
北九州市戸畑区観音寺町3番1のうち及び3番9のうち	北九州市門司区松原二丁目3番25号 奥田金属株式会社 代表取締役 原田昌直
北九州市八幡東区大谷一丁目190番3及び190番18	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

北九州市公告第439号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年7月4日

北九州市長 武内和久

- 1 特定役務の名称及び数量
ICT支援員業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年6月21日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社エージェント
東京都渋谷区宇田川町33-7
- 5 落札金額
6,580万2,396円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和5年5月10日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市訓令第3号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年6月30日

北九州市長 武内和久

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市副市長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の室長の欄中「秘書室長」を「市政変革推進室長
秘書室長」に改め、同表の

課長の欄中「会計室次長」を「会計室次長
市政変革推進室次長」に改める。

別表第3の13の表の事業推進課長の項第4号を削り、同項第5号中「租税特別措置法施行令」の次に「（昭和32年政令第43号）」を加え、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とする。

付 則

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。ただし、別表第3の13の表の事業推進課長の項第4号を削る改正規定、同項第5号の改正規定及び同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とする改正規定は、同年6月30日から施行する。

北九州市訓令第4号

庁中一般

人事記録カードの様式及び抄本等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年6月30日

北九州市長 武内和久

人事記録カードの様式及び抄本等に関する規程の一部を改正する
訓令

人事記録カードの様式及び抄本等に関する規程（昭和43年訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「会計室」の次に「、市政変革推進室」を加え、同条第3号を同条第5号とし、同条第2号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

（2） 危機管理室 危機管理監

（3） デジタル市役所推進室 デジタル政策監

付 則

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

北九州市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 7 月 4 日

北九州市議会議長 鷹 木 研 一 郎

北九州市議会規則第 1 号

北九州市議会会議規則の一部を改正する規則

北九州市議会会議規則（昭和 5 1 年北九州市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「応招簿に署名し、又は押印し」を「その旨を議長に通告し」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。